○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

の使用に係る使用料の徴収事務の委託

○指定管理者の管理業務の一部停止

○県道の路線廃止

( 道

路

課

同 同

Ξ

(防災砂防課)

同

五 兀 兀 四

兀

人事委員会

を改正する規則

七

六

事 業 所

番

目 次

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

〇岸壁、 物揚場及び桟橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)

○漁港管理条例第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設及び研

修室の使用に係る使用料の徴収事務の委託

〇指定管理者の管理業務の全部停止 (五件)

宮

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域の指定

○境界地の道路の管理に関する協定の変更

( 道

路

課

(建築宅地課)

六 六

○開発行為に関する工事の完了(二件)

○人事委員会規則七 - 十六 ( 給料の調整額 ) の一部を改正する規則

○人事委員会規則八 - 五 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部

行

城

ページ

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

( 共同参画社会推進課)

(障害福祉課)

同

○宮城県告示第七百五号

宮 ○人事委員会規則八 - 六 (学校職員の勤務時間、 ○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 ○定期監査結果に対する措置の公表 一部を改正する規則 監査委 公安委員会

員

休暇等に関する規則)

ത

九

七

七

告 示

特定非営利活動促進法 ( 平成十年法律第七号 ) 第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告

示する。 平成二十三年九月三十日

特定非営利活動法人の名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

(農村整備課)

特定非営利活動法人 グループゆう

代表者の氏名 中村 祥子

(水産業基盤整備課)

二 主たる事務所の所在地 定款に記載された目的 仙台市泉区南中山二丁目二番三号 南中山プラザ内

本会は、高齢者や障害者等の自立を支援する食事サービス事業や在宅 介護サービス事業、またそれを推進する為のネットワーク作り等を実

自分らしく生き続けることのできる地域社会の実現を図り、もって社 施することによって、高齢になっても障害を持っても地域で安心して

会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日 平成二十三年九月九日

○宮城県告示第七百六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

〇四一五五〇〇三八八一すていじ仙台 所在地の名称及び 生活介護 サービスの種類指定障害福祉 社会福祉法人 | 平成二十三年 設置者名 指定年月日

第2294号 平成23年9月30日 金曜日 宮 城 県 公 報

> 目一番地の四仙台市泉区高森七丁 型就労継続支援B らいふー 十月 日

○宮城県告示第七百七号

次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四-五五〇〇三八八 すていじ	事業所番号事
仙台市泉区高森七丁目一番地の四すていじ仙台	業所の名称及び所在地
らいふ チャレンジド でいる がよ人	設置者名
九月三十 月三十 日 年	辞退年月日

○宮城県告示第七百八号

業金生地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ り関係書類を次のとおり縦覧に供する 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

をすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、 七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立て することができる。 起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起 第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十 同法第八十九条の二

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

縦覧期間

平成二十三年十月十二日から平成二十三年十一月十日まで

縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第七百九号

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 岸壁、

> 日次のとおり委託した。 及び桟橋の使用 ( 漁獲物を陸揚げする場合に限る。 ) に係る使用料の徴収事務を平成二十三年四月一

平成二十三年九月三十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

橋の使用料の徴収 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	橋の使用料の徴収 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	桟橋の使用料の徴収   平成   本津川漁港における岸壁、物揚場及び   平成	橋の使用料の徴収	桟橋の使用料の徴収   平成   気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び   平成	徴収 ける岸壁、物揚場及び桟橋の使用料の 平成石巻漁港、渡波漁港及び鮎川漁港にお 平成	橋の使用料の徴収 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	委託内容
21十四年三月三十一日まで21十三年四月一日から	二十四年三月三十一日まで二十三年四月一日から	二十四年三月三十一日まで   二十三年四月一日から	二十四年三月三十一日まで  二十三年四月一日から	二十四年三月三十一日まで   二十三年四月一日から	2二十四年三月三十一日まで 2二十三年四月一日から	以二十四年三月三十一日まで 以二十三年四月一日から	委託期間
三理支所 宮城県漁業協同組合 築港通り二十五番地 三理郡亘理町荒浜字	閉上支所 宮城県漁業協同組合 宮城県漁業協同組合	南三陸町	女川町	気仙沼市	石巻市	塩竈市	委託の相手方

施設」という。)及び研修室の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十三年三月三十日次のとおり委 (平成元年宮城県条例第二十一号)第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設 (以下「指定 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例 ○宮城県告示第七百十号

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

物揚場	
用料の徴収 (ヨット専用保管開上漁港の指定施設、レジャー 用小型船舶保管施設、脱り漁港の指定施設(コット専用保管開上漁港の指定施設(コット専用保管	委 託 内 容
宮城県漁業協同組合石巻市開成一番二十七	委託の相手方
来成二十三年四月一日から 来成二十六年三月三十一日	委 託 期 間

城

○宮城県告示第七百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとお

り指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた

平成二十三年九月三十日

公の施設の名称

横泊地、梶ヶ浦胸壁横泊地 及び梶ヶ浦胸壁横泊地 )、塩釜漁港の指定施設 (越の浦泊地) 及び

宮城県漁業協同組合

Ξ 管理の業務の停止の内容

兀 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

宮

停止の期間

○宮城県告示第七百十二号

公の施設の名称

気仙沼漁港の指定施設(魚町二丁目護岸横泊地、潮見町防波堤横泊地、

南町岸壁横泊地

指定管理者の名称及び所在地

(3)

気仙沼漁業協同組合

気仙沼市魚市場前八番二十五号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

兀

停止の期間

南町岸壁横泊地)の管理の業務の全部の停止

気仙沼漁港の指定施設(魚町二丁目護岸横泊地、

潮見町防波堤横泊地、魚市場前護岸横泊地及び

管理の業務の停止の内容

浜漁港の指定施設、日門漁港の指定施設、泊(歌津)漁港の指定施設、伊里前漁港の指定施設、 小鯖漁港の指定施設、鮪立漁港の指定施設、 松岩漁港の指定施設、波路上漁港の指定施設、

津川漁港の指定施設、波伝谷漁港の指定施設、雄勝漁港の指定施設、桃ノ浦漁港の指定施設、

閖上

平成二十三年九月三十日

り指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた。

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとお

浦の 志

○宮城県告示第七百十三号

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

漁港の指定施設及び研修室、荒浜漁港の指定施設、気仙沼漁港の指定施設(浜町桟橋横泊地、 三丁目岸壁横泊地、大浦防波堤横泊地、大浦護岸横泊地、小々汐防波堤横泊地、梶ヶ浦物揚場護岸

女川漁港の指定施設

指定管理者の名称及び所在地

石巻市開成一番二十七

小鯖漁港外十六漁港の指定施設及び閖上漁港の研修室の管理の業務の全部の停止

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとお

り指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設 (釜の渕泊地)

Ξ

管理の業務の停止の内容 塩釜漁港の指定施設 (物揚場、 岸壁、護岸及び桟橋横泊地)の管理の業務の全部の停止

停止の期間

兀

Ξ

塩竈市旭町一番一号 塩竈市観光物産協会 =

指定管理者の名称及び所在地

塩釜漁港の指定施設 (物揚場、

岸壁、

護岸及び桟橋横泊地

宮城県知事

村

井

嘉

浩

公の施設の名称

○宮城県告示第七百十四号

平成二十三年四月一日から平成二十三年五月三十一日まで

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとお

り指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事

浩

村 井 嘉

魚市場前護岸横泊地及び = 指定管理者の名称及び所在地 塩釜市漁業協同組合

塩竈市新浜町三丁目三十番十七号

管理の業務の停止の内容

塩釜漁港の指定施設 (釜の渕泊地)の管理の業務の全部の停止

第2294号 平成23年9月30日 金曜日 宮 城 県 公 報

Д

停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十三年九月三十日まで

り指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた。 ○宮城県告示第七百十五号 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとお

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十三年九月三十日

公の施設の名称

指定管理者の名称及び所在地 鮎川漁港の指定施設

牡鹿漁業協同組合 石巻市鮎川浜丁十六番地

管理の業務の停止の内容

 $\equiv$ 

鮎川漁港の指定施設の管理の業務の全部の停止

停止の期間

四

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百十六号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとお

り指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

公の施設の名称

指定管理者の名称

気仙沼漁港の駐車場

気仙沼市

Ξ 気仙沼漁港の駐車場の管理の業務のうち駐車場の使用の許可に関する業務の停止 管理の業務の停止の内容

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十三年九月三十日まで

○宮城県告示第七百十七号

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課) において一般の 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

四四	路線番号
半田山下線	路線
	名
亘理郡山元町- 角田市藤田	終起
大平	点点
	重要な経過地

○宮城県告示第七百十八号

第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号)

域に指定する。

平成二十三年九月三十日

土砂災害	
	宮城県知事
建築物の構	村井
	嘉
	浩

の図のとおり)田字上十階松、同市西福田字大沢(次田字上十階松、同市西福田字大沢(次東松島市西福田字下十階松、同市西福	の急 崩傾 壊斜 地	十 階 松
おり) 東松島市西福田字大日向 ( 次の図のと	の急 崩傾 壊斜 地	筒の山
東松島市大塩字餅田(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊地	餅 田 の 2
東松島市大塩字餅田(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊地	餅 田 の 1
おり) 石巻市桃生町樫崎字金辻(次の図のと	の急 崩傾 壊地	山 田 の 2
旧屋敷 (次の図のとおり) 石巻市相野谷字今泉前、同市相野谷字	の急 崩傾 壊地	今泉前
石巻市飯野字外吉野(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊斜 地	大吉野の6
石巻市飯野字岩崎(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊 地	岩 崎 の 2
石巻市飯野字大吉野(次の図のとおり)	の急 崩線地	大吉野の5
字大吉野入(次の図のとおり)石巻市飯野字外吉野戸場柄、同市飯野	の急 崩傾 壊斜 地	大吉野の8
とおり) 石巻市飯野字外吉野戸場柄 (次の図の	の急 崩傾 壊斜 地	大吉野の7
石巻市相野谷字沢田(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊斜 地	沢 田 の 3
石巻市相野谷字沢田(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊斜 地	沢 田 の 2
泉前(次の図のとおり)石巻市相野谷字沢田、同市相野谷字今	の急 崩傾 壊斜 地	沢 田 の 1
の) 石巻市飯野字大吉野入(次の図のとお	の急 崩傾 壊斜 地	大吉野の4
石巻市飯野字大吉野(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊斜 地	大吉野の3
の) 石巻市飯野字大吉野入(次の図のとお	の急 崩傾 壊斜 地	大吉野の2
おり) 石巻市桃生町樫崎字山田 ( 次の図のと	の急 崩傾 壊斜 地	田田
石巻市北村字踏返一(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊斜 地	踏返二
石巻市北村字踏返二(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊斜 地	踏返一

り) 女川町浦宿浜字篠浜山(次の図	のとおり) 牡鹿郡女川	の急 崩傾 壊斜 地	安住
郎浜(次の図のとおり)女川町浦宿浜字寄木、同町浦宿	浜字三郎浜 工館 江東郡 大川	の急 崩傾地	大沢の2
折下(次の図のとおり)王、同町浦宿浜字供養、同町浦宿浜字供春、同町浦宿山字川町浦宿浜字寄木、同町浦宿	宿浜字折下 [ ]	の急 崩傾 壊斜 地	大沢 の 1
浜山(次の図のとおり)女川町浦宿浜字安住、同町浦宿	浜字篠浜山 大鹿郡女川	土石流	浦宿浜安住
り) 女川町浦宿浜字篠浜山(次の図	のとおり) 牡鹿郡女川	土石流	安住沢
)	とおり) 牡鹿郡女川	土石流	十二神沢
)	とおり) 牡鹿郡女川	土石流	十二神沢
)	とおり) 牡鹿郡女川	土石流	十二神沢
り) 女川町浦宿浜字篠浜山(次の図	のとおり) 牡鹿郡女川	土石流	大沢の沢
おり)東松島市西福田字筒の山 (次の図のと	おり) 東松島	の急 崩傾 壊斜 地	筒 の山 の 3
おり)東松島市西福田字筒の山 ( 次の図のと	おり) 東松島吉	の急 崩傾地	筒 の 山 の 2
東松島市大塩字餅田(次の図のとおり)	東松島吉	の急 崩傾 壊斜 地	餅 田 の 4
東松島市大塩字餅田(次の図のとおり)	東松島吉	の急 崩傾 壊斜 地	餅 田 の 3
り)東松島市西福田字堀切(次の図のとお	り東というという。	の急 崩傾 壊斜 地	堀切
堀切(次の図のとおり)東松島市西福田字関下、同市西福田字	堀松 (次	の急 崩傾 壊斜 地	移

て縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい

## ○宮城県告示第七百十九号

第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号)

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

9   44   7   17
44   1
り同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- おり) - 柄、同市
地

て縦覧に供する。) 次の図」 Ιţ 省略し、 その図面及び関係書類は、 当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい

#### 公 告

成十七年三月三十一日及び平成十七年九月二十日付けでその内容の変更につき公告した協定につい 和三十六年六月三十日付けでその内容を公告し、 九条第一項及び第五十四条第一項の規定により両県の境界に係る道路の管理の方法に関し協議し、 ○宮城県及び宮城県知事と岩手県及び岩手県知事とは、 次のとおり変更する協定を締結した。 昭和五十二年三月一日、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十 昭和五十八年四月一日、 平 昭

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一条の表中「岩手県東磐井郡藤沢町」 を「岩手県一関市藤沢町」に、「宮城県本吉郡本吉町」 を

宮城県気仙沼市本吉町」に改める。

附 則

この協定は、 平成二十三年九月二十六日から施行する。

〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 (工

に係る開発行為は、

その工事を完了した。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

> 地域の名称 工事を完了した開発区域 ( 工区 ) に含まれる

名取市飯野坂五丁目八番三十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市宮城野区榴岡二丁目二 - 十

株式会社みつば

区) に係る開発行為は、その工事を完了した。

〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 (工

平成二十三年九月三十日

工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる

地域の名称

黒川郡富谷町成田一丁目四番一の 宮城県知事 村 井 部 i(第一 浩

I

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

大阪市北区堂島浜一丁目四番四号

MID都市開発株式会社

#### 事 委 員 会

人事委員会規則七 - 十六 ( 給料の調整額 ) の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県人事委員会

委

員長

髙

橋

俊

平成二十三年九月三十日

〇人事委員会規則七 - 十六 - 四十二

人事委員会規則七 - 十六 ( 給料の調整額 ) の一部を改正する規則

員会規則七 - 十六 (給料の調整額)の一部を次のように改正する。 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、 人事委

別表第一保健環境センターの項中「(助手を含む。)」を削り、 同表食肉衛生検査所の項中

受ける職員を除く。) と畜検査員(給与条例第九条のと畜検査員)

Ξ

支給を受ける職員を除く。)条の規定により管理職手当と畜検査員(給与条例第 の九 Ξ

を (2)病理細菌技術者

同表拓桃医療療育センターの項中「(助手を含む。)」 を削る。

に改め、

附

則

肉衛生検査所の項の規定は、平成二十三年七月一日から適用する。 この規則は、 公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 - 十六 ( 給料の調整額 ) 別表第一食

布する 人事委員会規則八 - 五 ( 職員の勤務時間、 平成二十三年九月三十日 休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公

人事委員会規則八 - 五 ( 職員の勤務時間、

休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

宮城県人事委員会

委員長 髙 橋 俊

〇人事委員会規則八 - 五 - 二十八

事委員会規則八 - 五 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。 人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成七年宮城県条例第七号) に基づき、 人

第四条第一項第二号及び第八条の四中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

人事委員会規則八 - 六 ( 学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここ

平成二十三年九月三十日

に公布する。

宮城県人事委員会

委員長

髙 橋 俊

〇人事委員会規則八 - 六 - 二十八

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成七年宮城県条例第八号) に基づき: 人事委員会規則八 - 六 ( 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ) の一部を改正する規則

第四条第一項第二号及び第六条の四中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

人事委員会規則ハ - 六 ( 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ) の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、 平成二十三年十月一日から施行する。

#### 監 查 委 員

〇宮城県監査委員告示第10号

(7)

宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので,同条同項の規定 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について

平成23年 9月30日

に基づき公表する

監査委員の報告日

宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員

Н 益 4 \*

쨇 衎

縋

+

勘左衛門 偰

抇 区

克  $^{*}$ 

御

平成23年 3 月31日

宮城県知事から通知のあった日

2

監査委員の報告の内容及び措置の内容 平成23年 8 月25日

ω

東部県税事務所

監査委員の報告の内容

**県税において,収入未済を解消する努力はみられるが,なお収入未済があったので,さらに** 

適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

( 内俗 )

・H21年度収入未済額

現年度分 302,886,354円

過年度分 566,399,962円

□▷ 빡 869,286,316円

H20年度収入未済額

現年度分 284,776,093円

過年度分 499,141,615円

措置の内容

□⊳

빡

783,917,708円

納期内納付を推進するため,地元マスコミや市町広報紙を活用して周知を行ったほか,地元

スーパーでの街頭啓発を実施した。

し押さえした。 効果的な滞納処分のため,自動車の差押を積極的に実施し,前年を大きく上回る194件を差

収入確保に努めた, 超える675件を差し押さえた。特に悪質な滞納者に対しては,タイヤロックや捜索を実施し, # \*: ,給料,預貯金等換価性の高い債権を中心に実施した結果,合計で差押目標の630件を

と共同で50事業所を訪問しての働き掛けや583事業主へ移行依頼文書を発送した 個人県民税の徴収対策については,普通徴収から特別徴収への移行を促進させるため,市町

税の収入確保に努めた また,地方税法48条直接徴収,共同催告を実施するなど,市町へ徴収支援を行い,個人県民

する災害支援に全力を挙げて取り組んだ 3月11日に発生した東日本大震災により,管内は壊滅的な被害を受けたことから,市町に対

# 東部県税事務所登米地域事務所

2

## 監査委員の報告の内容

適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 **県税において,収入未済を解消する努力はみられるが,なお収入未済があったので,さらに** 

### H21年度収入未済額

過年度分 現年度分 129,185,587円 63,382,861円

□▷ 빡 192,568,448円

H20年度収入未済額

現年度分

過年度分 124,158,082円 70,366,599円

□▷ 파 194,524,681円

#### 措置の内容

適切な税収の確保を図るため,約1,800人の滞納者に対して,財産調査を行った。

上記の調査に基づき,250件の差押目標に対して270件を実施した

差押物件の内容については,充当性の高い預貯金を基本に,はじめての取組として農協出資 . 生命保険及び自動車の差押も積極的に行った

と連携し,法人に対して特別徴収義務について働きかけを行った結果,収入率の改善が図られ 最大の滞納税目である個人県民税については,個人住民税特別徴収推進対策に基づき登米市

こるさ ,事務運営基本方針及び事務実施計画等に基づき ,夜間電話催告や訪問徴収を行った,

### 食肉衛生検査所

 $\overline{\omega}$ 

## 監査委員の報告の内容

支出事務において,不適切なものが認められたので,今後再発しないように対策を講じられ

#### (内容)

たい。

加えて支出していたもの 復写サービス料金について,基本枚数までの基本料金に基本枚数以内の実使用枚数料金を

#### 契約期間

- ① 平成17年4月1日~平成20年3月31日
- 平成20年4月1日~平成23年3月31日

#### 基本料金

0

- ① 12,000円(5,000枚まで)
- 13,120円 (8,000枚まで)
- 過誤払期間 平成17年4月分~平成22年6月分
- 過誤払額 785,917円

#### 措置の内容

続きを行った。 事務所において過誤払いが確認された時点で,返納協議を行い,協議成立後速やかに返納手

このような過ちを起こさないように取り組むこととした。 体制を一層強化するとともに,長期継続契約等の内容については年度当初等に必ず確認する等 しなかったことによるものであり,今後,会計事務において,複数の職員で確認するチェック 過誤払いの原因としては,請求書の内訳内容について,契約書どおりの請求であるかを確認

## 大崎地方ダム総合事務所

4

## 監査委員の報告の内容

たい。 支出事務において,不適切なものが認められたので,今後再発しないように対策を講じられ

#### (内容)

ф 9 書について,支出済みであることを失念し,再度支払い手続きをとったため二重に支出した ず,後で請求書を差し替えることとして支出したもの。さらに,後日送付された同額の請求 平成21年3月分複写サービス料金について,請求書の請求者印の押印がないにもかかわら

( 内俗 )

- - · 過誤払額 5,775円

1年

- 措置の内容
- ・本事案が判明した直後から,押印のない支出証拠書類の差し替えを前提とした事務処理を行わないことを徹底している。
- ・書類の審査確認は,担当,班員,班長,次長(総括担当),所長とそれぞれが細心の注意を持ってチェックしている。
- ・出納責任者は,会計管理者の補佐で最終責任者であるとの使命を自覚し,業務を遂行している。
- · 人事異動の際にはリストを作成し,事務引継ぎを行うことを職員に周知徹底させている。 以上の対策を講じて,再発防止に努めている。

### 石巻西高等学校

9

### 監査委員の報告の内容

教職員特殊業務手当において,不正受給が認められたので,今後再発しないように対策を講じられたい。

件数 23

行ったと称した虚偽の支給申請を行い,手当を受給したもの

について,平成22年4月から8月にかけて,職員が指導の実態がないにもかかわらず指導を

休日に部活動指導を行った際に支給される教員特殊業務手当(いわゆる部活動指導手当)

支給金額 55,200円(2,400円/日)

### ロ 措置の内容

職員会議において職員全員に教員特殊業務手当不正受給の概要を説明し,手当の支給規則を周知した。また,改正された教員特殊業務手当台帳兼支給整理簿の申請及び確認を徹底し,従来から行ってきた休日出勤職員の来校者名簿への記載を徹底するとともに,警備員による休日出勤職員の警備日誌への名前記載を新たに行っている。

## 公安委員会

# 〇宮城県公安委員会告示第88号

(9)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により,技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成23年 9月30日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

# 資格審査の種類,期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員 の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員,教習指導員である者が 普通自動二輪車免許に係る技能検定員の資 格又は教習指導員の資格を追加して取得し ようとする者		
新たに大型,中型自動車第二種免許及び	平成23年11月5日から	高倉65番地
普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成22年,23年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成24年1月31日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修 了したこと等により資格審査の全科目が免 除となる者		

### 資格審査申請手続

### (1) 受付期間

平成23年9月30日(金)から平成23年10月18日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜,日曜及び祝日を除く。)

### (2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

## (3) 資格審査申請用紙の配布

### ア 配布期間

平成23年9月30日(金)以降(土曜,日曜及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで

1	十成23年 9 月 30 日	立 唯 口	<u> </u>	41%	- 木	Δ	ŦIX	 			
										ω	
								問い合わせ先の電話番号	業 2	もののもののもののできません。	7
								П	쁜	o 手 II	마槽
								3	ij	עליי ב	配布場所
								4	7	Ķ	画 対
								光	그	Ĥ.	<b>严</b>
								) III	9+	Ž V	ii D
								ᄣ	IHI}-	ם כ	B 방
								羅	拔	٦	7
								ďū	洏	(	1
								0	捌	_	δ '
								22	KK LA		1
								1	쁘	, Th	a).
								37:	浴	7,47	<u> </u>
								ī	通	Ä	
								36	兴	)(i	<b>関</b> M
								9	删	л 4	≱ <del> </del> ⋈
								$\widehat{}$	免免	Ę	건 밝
								内然	蝆	X	<b>}</b>
								%2	业	Ē	Ŕ
								21	(1	7	<del>;</del>
								, 2	<u> </u>	#	₩J <del>P!</del>
								022 - 373 - 3601(内線221, 222)	叭	Z K	9
									3	H	<b>"</b>
									詳細については,宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。	白光末年42元月でノン「ヘ白光末画光午早久毎早年42元月家)右光末年42元月でノン「ヘ白光末画光午早久毎早年42元月家)	iii iii
									Ω 9/		
									()- 		
									, ,		